

尾張旭市監査公表第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき
実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表
します。

令和7年7月1日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

公の施設の指定管理者監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年尾張旭市監査委員告示第１号）

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第７項の規定による監査のうち、本市が法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理に係るものに係るもの）

3 監査の対象

- (1) 尾張旭市営バス（以下「市営バス」という。）の指定管理者である豊栄交通株式会社の令和５年度及び令和６年度における当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行
- (2) (1)の施設の所管課（都市整備部都市計画課）の当該施設に係る事務の執行

4 監査の着眼点

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

令和７年４月２５日から同年６月２７日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、豊栄交通株式会社職員及び都市整備部都市計画課職員の説明を求めることにより実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 豊栄交通株式会社に係るもの

是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定）第２項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）

法第２４４条の２第９項及び尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例（平成１９年尾張旭市条例第２０号）第１２条の規定により、市営バスの指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、市営バスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額を定め、その収入として収受することができる。しかしながら、

同社は、市の承認を受けないまま、利用料金の額を定め、これを収受し、その収入としていた。

法令等に沿った手続を適切に実施されたい。

(2) 都市整備部都市計画課に係るもの

是正改善すべきもの

(7) (1)にあるように、市の承認を受けていないにもかかわらず、指定管理者に市営バスに係る利用料金を収受し、その収入とさせていた。この点、複数の指定期間にわたり、指定管理者として同一の者が選定され、結果的に利用料金が据え置かれる場合であっても、当該指定期間に適用される利用料金の妥当性等についての検証は必要であると考えられることから、指定管理者に法令等に沿った手続を適切に実施させられたい。

(4) 本業務に係り指定管理者に貸与した備品について、尾張旭市物品管理規則(平成25年尾張旭市規則第3号)第23条の規定による毎年1回の検査を実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。